

議案第6号

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和2年2月13日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 二 場 公 人

理由

令和2年度及び令和3年度の保険料率を定めるとともに、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）の一部改正により、低所得世帯の被保険者に係る保険料の減額基準等について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
の一部を改正する条例

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第9条中「平成30年度及び平成31年度」を「令和2年度及び令和3年度」に、「100分の10.83」を「100分の10.77」に改める。

第10条中「平成30年度及び平成31年度」を「令和2年度及び令和3年度」に、「56,085円」を「55,687円」に改める。

第11条中「62万円」を「64万円」に改める。

第15条第1項第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同項第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則第3条及び第4条を削る。

附則第5条（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「附則第6条」を「附則第4条」に改め、同条を附則第3条とする。

附則第6条（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条を附則第4条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、平成31年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第8条 (略) (所得割率)</p> <p>第9条 <u>令和2年度及び令和3年度の所得割率は、100分の10.77とする。</u> (被保険者均等割額)</p> <p>第10条 <u>令和2年度及び令和3年度の被保険者均等割額は、55,687円とする。</u> (保険料の賦課限度額)</p> <p>第11条 第5条の賦課額は、<u>64万円</u>を超えることができない。</p> <p>第12条～第14条 (略) (所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>28万5,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>52万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p>	<p>第1条～第8条 (略) (所得割率)</p> <p>第9条 <u>平成30年度及び平成31年度の所得割率は、100分の10.83とする。</u> (被保険者均等割額)</p> <p>第10条 <u>平成30年度及び平成31年度の被保険者均等割額は、56,085円とする。</u> (保険料の賦課限度額)</p> <p>第11条 第5条の賦課額は、<u>62万円</u>を超えることができない。</p> <p>第12条～第14条 (略) (所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>28万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>51万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p>

新	旧
<p>2・3 (略) 第16条～第29条 (略) 附則 第1条・第2条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(令和2年度における保険料の賦課総額の算定の特例)</p> <p>第3条 令和2年度における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合には、同条中「第15条又は第16条に規定する基準に従い」とあるのは「<u>令和2年度</u>においては第15条若しくは第16条又は<u>附則第4条</u>に規定する基準に従い」とする。</p> <p>(令和2年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)</p> <p>第4条 令和2年度において第15条第1項第1号の規定が適用される被保険者（保険料の賦課期日に、当該被保険者及びその属</p>	<p>2・3 (略) 第16条～第29条 (略) 附則 第1条・第2条 (略)</p> <p>(平成31年度における保険料の賦課総額の算定の特例)</p> <p>第3条 平成31年度における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合には、同条中「第15条又は第16条に規定する基準に従い」とあるのは「平成31年度においては第15条若しくは第16条又は附則第4条に規定する基準に従い」とする。</p> <p>(平成31年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)</p> <p>第4条 平成31年度において第15条第1項第1号の規定が適用される被保険者であって、保険料の賦課期日（同号に規定する保険料の賦課期日をいう。附則第6条において同じ。）に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がないものについての第15条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは「10分の8」とする。</p> <p>2 平成31年度において第15条第1項第1号の規定が適用される被保険者であって、前項の規定が適用されないものについての第15条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは「20分の17」とする。</p> <p>(平成32年度における保険料の賦課総額の算定の特例)</p> <p>第5条 平成32年度における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合には、同条中「第15条又は第16条に規定する基準に従い」とあるのは「<u>平成32年度</u>においては第15条若しくは第16条又は<u>附則第6条</u>に規定する基準に従い」とする。</p> <p>(平成32年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)</p> <p>第6条 平成32年度において第15条第1項第1号の規定が適用される被保険者（保険料の賦課期日に、当該被保険者及びその</p>

新	旧
する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被保険者を除く。) についての第15条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは「40分の31」とする。	属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被保険者を除く。) についての第15条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは「40分の31」とする。